

平成 19 年度 第 2 回 超音波技術研修会(腹部超音波インストラクター養成講習会)開催

日本の景気は上昇傾向にあると政府が述べているなか、医療の一翼を担う臨床検査技師の雇用状況は甚だ芳しくないと言わざるを得ない。この状況を打破するためには、知識や技術並びに豊かな人間性を持った人財の育成と、施設のニーズに沿った技師を供給することが、雇用の向上や職域拡大に繋がるものと思われる。

日臨技の特別指定事業における人財育成事業部では、施設のニーズが高い超音波検査について超音波WGを設置した。検討の結果、最初に腹部超音波検査の指導者(インストラクター)の養成を目的として、本年6月横浜に第1回超音波技術研修会開催講習会を実施した。

第2回目の今回は、福岡市内の、北に博多湾、東側に福岡ドームが展望できる独立行政法人国立病院機構九州医療センターにおいて、平成19年11月10日(土)・11日(日)開催した。参加者は九州各県を始め全国から56名であり、講師は第1回研修会と同様日臨技が出版している『腹部超音波ハンドブック』の執筆者が担当した。テキストに沿っての説明と特徴的な症例の提示及び読影のポイント等をスライドに示しながら、与えられた時間をフルに活かして、多くの情報を提供しようとの熱意が感じられた。



今回は、研修会について参加者へアンケートを実施した。その結果によると受講者の30代~40代が82%を占めており、中堅層の関心が特に深いことを表していた。参加目的として「スキルアップの為」が86%と高いことはインストラクター養成の趣旨に賛同した参加者が多いことであり、また病院から約73%の参加があったことは、施設のニーズに応じて技術取得を目指している事への現れと思われる。其々の意見を纏めると、「インストラクター養成講座の目的だったら、教える立場としての問題・注意点・所見の捉え方・レポートの書き方も教えて欲しい」「他の領域(乳腺・甲状腺・心臓・etc)でも研修会を行ってほしい」等の要望や「日臨技でインストラクター(超音波検査)認定試験等は行うのか」の問いかけもあり、今後の事業に貴重な意見として捉え遂行していく考えである。すでに20年度の人財育成事業についても概略を纏めており、然るべき時期に医学検査や日臨技ホームページに掲載する予定である。

【大富正壽】



《医療関係業務について》

エムティー法務研究会 新屋博明

1. 検体検査と医療関係業務

「労働者派遣事業を適正に実施するために」という厚生労働省の資料(平成18年7月作成)の4ページには、「病院等における医療関係の業務は、労働者派遣事業の適用除外業務^注」であり、これらの業務での労働者派遣事業を行ってはなりません」と明記してあります。では、「病院等における医療関係の業務」(以下、医療関係業務)に検体検査は含まれるのでしょうか。上記資料の5ページには、「診療の補助として行うことができることとされている業務」が医療関係業務として挙げられているだけで、検体検査については触れていないので、字義のみに固執すれば、「検体検査は医療関係業務ではない」という反対解釈もできないわけではありません。

しかし、私は、検体検査も派遣法(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律)上の医療関係業務に該当すると思うのです。

2. 医療法と派遣法

検体検査は、診療等に「著しい影響を与えるもの」(医療法第15条の2)として医療法施行令第4条の7第1号に堂々と掲げられている業務なので、医療法と派遣法の法意に照らせば、検体検査も派遣法上の医療関係業務に該当すると解するのが相当ではないでしょうか。そもそも、「検体検査は医療関係業務ではない」という解釈・主張は、「輸血検査も病理検査も血液検査も医療関係業務ではない」という暴論を吐いているのと同じだと認識すべきです。私には、派遣法がこのような暴論を吐いているとは思えないのです。建設業務や警備業務、港湾運送業務への労働者派遣を認めていない¹⁾派遣法が、医療関係業務への派遣を原則禁止^注にしているのは当然といえます。私は、このような派遣法の法意を汲めば、「検体検査は医療関係業務ではない」という解釈は、成立しないと思うのです。

3. まとめ

医療法と派遣法の法意に照らせば、検体検査も派遣法上の「医療関係業務」に当たると解すべきです。

注) 当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務が産前産後休業、育児休業、介護休業を取得した労働者の業務である場合、及び医師の業務であって当該業務に従事する派遣労働者の就業の場所が僻地にある場合を除く。

◆文献◆ 布施直春：労働者派遣ができない業務は、いまさら人に聞けない労働者派遣の実務，23-26，セルバ出版，東京，2007